

宇佐美まゆみ（2012）『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット（2012年改訂版）』利用許諾契約書

宇佐美まゆみ（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の学術的な利用に関して、以下のとおりの利用許諾契約書を交わすこととする。

（利用許諾）

第1条 甲は乙に対して『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の学術的利用を許諾する。学術的利用とは、学術研究のみに利用する場合で、営利を目的としない利用を意味する。学術利用の結果得られた知見を営利目的で利用しようとする場合、乙は、別途甲と協議して、その許可を得なければならない。

（著作権の帰属）

第2条 『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』に関する著作権法上の権利は甲に帰属する。

（利用概要の届出）

第3条 乙は、『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の利用目的等の必要事項を記入した所定の利用申込書（以下「利用申込書」という。）を甲に提出し、本契約を締結する。

2. 前項に基づき提出した利用申込書記載のないように変更が生じる場合は、乙は遅延なくこれを甲に報告する。当該変更により、再契約が必要となる場合は、甲乙協議の上、改めて契約を取り交わすこととする。

（許諾の範囲）

第4条 本契約に基づき、甲が乙に『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の利用を許可する範囲は、以下の通りとする。

(1) 利用目的：利用申込書に記載された目的。ただし、『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』を利用した二次著作物を公開したい場合は、事前に甲と協議し、その許可を得ることとする。

(2) 共同利用について：乙は『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』を用いた研究を他の研究者と共同で行い、連名でその成果を発表することができる。ただし、その場合は、利用者全員が『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の利用許諾契約書を提出するものとする。

2. 乙は、以下に定める行為をしてはならない。

- (1) 『BTSJ文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の全部または一部を複製、譲渡、貸与、販売、配布、上映、公衆送信、刊行等、前項に定める範囲を超えて利用し、甲又は第三者の著作権を侵害してはならない。ただし、前項(2)による共同利用のためのLANサーバーへのインストール及びバックアップを目的とする複製は除く。
 - (2) 本契約書上の地位もしくは権利・義務の一切について、甲の書面による事前の合意のある場合を除き、第三者に譲渡、貸与、販売もしくはその他の方法で処分してはならない。
 - (3) 『BTSJ文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』を用いて第三者の名誉等を毀損し、あるいはその他の権利を侵害してはならない。
 - (4) 甲が予め伏字にした情報を復元・公表すること。
 - (5) 前各号のほか、本契約で明示的に許諾された目的及び範囲を超えて『BTSJ文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』を利用してはならない。
3. 甲が特に必要と判断する場合、乙に『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の利用状況の開示を求めることができる。

(情報管理義務)

第5条 書き言葉コーパスの管理は乙の責任とし、乙は、『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の情報が流出するのを防止するため、以下の注意を払うものとする。

- (1) 乙は、『BTSJ文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』を厳重に管理し、ファイル交換ソフトを搭載したパソコンを使用しないことを含め、第三者への流出防止に細心の注意をはらうものとする。
- (2) 乙は、『BTSJ文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』及び第4条に規定する複製物への無断アクセスを防止するため、ネットワーク上でできる限りのセキュリティ体制を導入するものとする。
- (3) **研究室でLANにより利用する場合、本利用許諾契約書を提出した者以外の者が利用できないようネットワークの管理を厳重に行うものとする。**

(研究成果の公表)

第6条 乙は、学術研究目的に限り、第4条2項に反しない限度で『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』を利用して得られた研究成果や知見を公表することができる。これらの公表については、解析データや処理

プログラムの公表を含む。ただし、乙は、公表に当たっては、『BTSJ 文字化入力支援・自動集計システムセット』を利用したことを明らかにし、成果の公表と同時にその概要を書面で甲に報告する。なお、論文等の著作による公表の際には、その著作中に『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』を利用した旨を明記し、引用部分では「宇佐美まゆみ(2012)『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』」と表記する。また、提出先の学会あるいは出版社等の名称および公表年月日を付記した書類とともに著作の別刷りまたはコピーを2部甲に送付するものとする。

引用文献に記載する『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット』の情報は、以下の通りである。

宇佐美まゆみ(2012)「BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)」『自然会話リソースバンク構築による世界的教材共有ネットワーク実現のための総合的研究』平成23-26年度科学研究費補助金基盤研究(A)-(課題番号23242027)研究成果

(仕様の変更)

第7条 甲は、予告なく『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』の仕様を変更することがある。また、その変更に伴い、甲は乙から旧版を回収することがある。

(免責)

第8条 『BTSJ 文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』を利用することによって生じる一切の損害について、甲は保証の責を負わない。

(契約の解除)

第9条 乙が本契約に違反したことが判明した場合、甲は乙に書面で通知することにより本契約を解除することができる。本条の規定は、甲から乙への損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約期間)

第10条 本契約の有効期間は、契約締結日より2年間とし、期間満了日の1箇月前までに、甲乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、以後1年ごとに自動的に更新するものとする。ただし、前条による契約の解除の場合を除く。なお、乙の属する組織または所属に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、甲が必要と判断した場合、改めて契約書の取り交わしを行うこととする。

(契約終了時の措置)

第11条 本契約が解除または終了した場合は、乙は『BTSJ文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』第4条に規定する複製物をただちに甲に返却、または破棄しなければならない。

2. 前項の破棄、消去の対象に『BTSJ文字化入力支援・自動集計・複数ファイル自動集計システムセット(2012年改訂版)』で自動解析された結果以外の解析データは含まない。ただし、乙は、解析データから元の素材を復元し再利用することはできないものとする。

3. 前条に基づき乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、乙は第1項による処理に加えて解析データ及びその複製物を含む一切の付帯資料を甲に返却するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本利用許諾契約書にかかわる解釈は日本国の法律に従うこととする。

(管轄裁判所)

第13条 本利用許諾契約書にかかわる解釈は日本国の法律に従うこととする。

(協議)

第14条 本利用許諾契約書に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議し、円満な解決に努めるものとする。

以上、本利用許諾契約書の成立の証として、本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

(乙) 上記内容を全て読み理解した上で、契約書に記名捺印いたします。

住所 _____

氏名 _____ 印

所属 _____

電話

電子メールアドレス

(甲) 住所：〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1
東京外国語大学 大学院総合国際学研究院
宇佐美まゆみ 記名・許諾印省略